

駐輪場使用規程

(平成 28 年 8 月 2 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 26 年 10 月 7 日

大学規程第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学指定駐輪場の適正な使用と駐輪場の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の方法)

第 2 条 本学指定の駐輪場を使用できる者は、本学の学生及び職員並びに本学に用務等で来学する者（以下「職員等」という。）とする。

2 学生が二輪車にて通学し駐輪場を使用しようとする場合は、本学が定める所定の手続により許可を受けなければならない。

(車両)

第 3 条 本規程で二輪車とは、自動二輪車・原動機付二輪車及び自転車をいう。

(駐輪場の使用許可)

第 4 条 駐輪場の使用を希望する学生は、通学経路届（別紙様式 3 号）を届け出るとともに学生部長に申請の上、許可を受けなければならない。

(申請)

第 5 条 駐輪場の使用許可申請を行う学生は、通学経路届（別紙様式 3 号）を届け出るとともに次の各号に掲げる書類を学務係に提出しなければならない。

(1) 自転車以外の二輪車

① 二輪車駐輪場許可申請書（別紙様式 1 号）

② 免許証写

(2) 自転車

① 自転車駐輪場使用許可申請書（別紙様式 2 号）

(許可書の交付)

第 6 条 駐輪場の使用を許可された学生には、許可書を交付する。

(1) 自転車以外の二輪車の申請者には、「二輪車駐輪場使用許可書」(別

紙様式 1 号) と許可ステッカー (別紙様式 1-2 号) を交付する。

(2) 自転車の申請者には、「自転車駐輪場許可書」(別紙様式 2 号) と許可ステッカー (別紙様式 2-2 号) を交付する。

2 許可申請の対象となる二輪車は一人につき 1 台とする。

3 駐輪場の使用許可を受けた学生は、許可ステッカーを後部泥除に貼付しなければならない。

(遵守事項)

第 7 条 駐輪場の使用許可を受けた学生は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 交通ルールを守り、事故防止に万全の注意を払うこと。

(2) 大声での会話や大音響での音楽、エンジンの空ふかし等の騒音を防止すること。

(3) ゴミのポイ捨てや喫煙は一切禁止する。

(4) 指定の駐輪場所に駐輪すること。

(5) 駐輪場内は徐行運転すること。

(使用許可の取消)

第 8 条 本規程第 4 条、第 5 条及び第 6 条により駐輪場の使用許可を受けた学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は駐輪場の使用許可を取り消すことがある。

(1) ステッカーを他の学生に譲渡したとき。又は他の学生のステッカーを剥がし自らの二輪車に貼付したとき。

(2) 長期にわたり二輪車を駐輪場に放置したとき。

(3) 大学の指示に従わないとき。

(事故等の責任)

第 9 条 駐輪場内での事故、損傷、盗難等によって生じた損害に対しては、大学は一切の責任を負わないものとする。

(放置車両の取り扱い)

第 10 条 駐輪場に二輪車を放置し、又は放棄してはならない。

2 放置車両の取り扱いについては、学生部長が定める。

3 学生部長が放置車両と認め、処分するときは大学が所有者に処分に係る費用を請求することがある。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は，教授会に諮り，学長が行う。

附 則

この規程は，平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 39 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 29 号）

この規程は，平成 28 年 8 月 2 日から施行する。